

斜面の点検者に対する安全教育のご案内

地山の日々の点検については、労働安全衛生規則第358条で義務付けられているところですが、この点検を適切に実施できるよう、平成27年6月、厚生労働省から「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が示され、斜面崩壊による労働災害を防止するため、日々変化する斜面の状況を確認した点検の実施により的確に把握し、発注者、設計者及び施工者が同じ点検結果に基づき、斜面崩壊の危険性を共有の上、その対策を講じることが求められました。また、崩壊を予測することが難しい斜面を点検するには本ガイドラインと合わせて策定された「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」に基づく「斜面の点検者に対する安全教育」を受講した一定の知識を有する「点検者」及び「確認者」を元請事業者並びに関係請負業者のそれぞれ2名ずつの選任が建設工事現場ごとに求められています。

さらに、昨年、土砂崩壊による労働死亡災害が多発したことを踏まえ、各労働基準監督署に計画届を届出する際において、「斜面の点検者教育の受講修了証」や、「設計・施工段階別点検表」等の提出が求められたところです。

つきましては、本支部において、今般、本教育を下記のとおり開催いたしますので、積極的な受講をお願いします。

なお、本教育については、全国土木施工管理技士会のCPDSの学習プログラムの申請を行い、その認定を得ております。

記

1 講習日時及び場所

	日	時	場	所
第1回	2019年 5月 21日(火)	12時 15分 ~ 16時 50分	大分職業訓練センター 大分市下宗方古川1035-1	
第2回	2019年 8月 5日(月)	12時 15分 ~ 16時 50分		
第3回	2019年 11月 5日(火)	12時 15分 ~ 16時 50分		
第4回	2020年 2月 25日(火)	12時 15分 ~ 16時 50分		

2 定 員 80 名

- 3 対 象 者
- ・ 斜面の設計に従事する方
 - ・ 元請事業者となる総合工事業者の現場担当者又は現場所長等
 - ・ 関係請負人等となる専門工事業者の職長、作業主任者又は監視担当者等
 - ・ 斜面の点検を行う調査者

- 4 受 講 料
- | | | |
|-----|---------|-----------------------------|
| 会 員 | 7,460 円 | (受講料 5,400円、テキスト代 2,060円) |
| 非会員 | 8,540 円 | (受講料 6,480円、テキスト代 2,060円) |

5 講習内容

講 習 内 容	時 間
① ガイドラインの趣旨・目的	15分
② 斜面掘削工事での労働災害発生状況等	30分
③ 斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止	30分
④ 点検表の使い方及び解説並びに点検表等への記載例	90分
⑤ 点検結果に基づく措置	60分
⑥ 関係法令	30分
計	4時間15分

6 申込方法

- ◎ 申込書に受講料と証明写真1枚(3.0cm×2.4cm)(6か月以内に撮影したもの)を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部又は建設業協会支部(建災防分会)にお申込み下さい。
申込方法は、窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、82円切手を貼った返信用封筒(宛名を記入)を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。
- ◎ 申込者が80名に達したときは締切ります。申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。
- ◎ 申込書に記載する氏名、生年月日等は法令で定められた記載項目であり、他の目的では使用しません。
- ◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。
- ◎ CPDSを希望される方は、運転免許証等のご本人確認ができるもの(顔写真付)をご持参下さい。
- ◎ 講習については、録画等による実施状況の記録を行いますのでご了承願います。

◆ 照 会 先 **建設業労働災害防止協会 大分県支部(略称:建災防)**

〒870-0045 大分市城崎町3丁目3-41 TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

《ホームページ》 <http://www.kensaibo-oita.com/>